

地域密着型通所介護重要事項説明書

＜令和6年11月1日現在＞

1. 当法人が提供するサービスについての相談窓口

電話 0276-51-1161（午前8時30分～午後5時30分）

担当 管理者 大津 勝司

※ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2. メープルトレーニングスタジオ地域密着型通所介護事業の概要

（1）提供できるサービスの種類と地域

名称	メープルトレーニングスタジオ
所在地	群馬県館林市松原1-16-23
介護保険指定番号	1090700244
サービスを提供する地域	館林市

（2）同事業所の職員体制

	資格	常勤	常勤 兼務	非常勤	非常勤 兼務	業務内容	計
管理者	介護支援専門員		1名			介護老人福祉施設の統括	1名
生活相談員	社会福祉士					利用者・家族の 相談・助言・援助	
	介護福祉士		2名				2名
機能訓練指導員	看護師				1名	機能を改善し、減退防止 訓練	1名
介護・ 看護 職員	看護師	看護師				医師の診療補助・ 看護・保険衛生	
	介護福祉士	介護福祉士		1名		介護	1名
	その他	1～2級終了者				介護	
		介護職員 初任者研修				介護	
		その他		2名		介護	2名
事務員						一般事務	

（3）同事業所の設備の概要

定員	10名	静養室	1室
機能訓練室	1室	相談室	1室
トイレ	2か所	送迎車	2台

（4）営業時間

月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時30分
---------	-----------------

※休業予定日 12月29日～1月3日

3. サービス内容

- （1）送迎 （2）機能訓練 （3）生活相談 （4）レクリエーション
（5）その他

4. 料金

(1) ①地域密着型通所介護費

館林市 (1 単位 = 1 円)

要介護 1	4 1 6 単位	8 3 2 単位	1 2 4 8 単位
要介護 2	4 7 8 単位	9 5 6 単位	1 4 3 4 単位
要介護 3	5 4 0 単位	1 0 8 0 単位	1 6 2 0 単位
要介護 4	6 0 0 単位	1 2 0 0 単位	1 8 0 0 単位
要介護 5	6 6 3 単位	1 3 2 6 単位	1 9 8 9 単位
1 日当たりの 自己負担	(1 割)	(2 割)	(3 割)

②送迎を実施しない場合 片道あたり - 4 7 単位 (円)

③介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)

上記①～②で算定した単位数の 9. 0 % に相当する単位数 (円)

(2) 支払い方法

毎月 1 0 日過ぎに前月分の請求を致しますので、翌月末までにお支払い下さい。
お支払い頂きますと、領収書を発行致します。
支払い方法は口座自動振替となります。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

はじめに、お電話等でお申し込み下さい。当法人職員がお伺い致します。地域密着型通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始致します。
※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合により当該サービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当法人の都合により当該サービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知致します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了致します。

ア) お客様が介護保険施設等に入所した場合

イ) 介護保険給付を受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当 (自立) と認定された場合

ウ) お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

ア) 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、お客様・ご家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当法人が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

イ) お客様が、サービス利用料金の支払いを 1 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、2 0 日以内に支払わない場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院もしくは病気等により、3 ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはお客様やご家族などが、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することによって即座に契約を終了させて頂く場合がございます。

6. 当事業所の特徴等

(1) 運営の方針

我国は、世界で類を見ない程の高齢化社会を迎えようとしています。当地方も早急な老人福祉対策が不可欠なものとなっています。

当施設は、老人福祉の理念に基づき、居宅において常時介護をうけることが困難な者を収容し、介護をすることを目的としております。

当施設は、利用者の福祉増進を図るため、常に機能の充実と福祉サービスの向上に努めるため、次の目標実現に努力します。

- ① 人格を尊重し、健全で安らかな生活が送れるよう目指す。
- ② 家庭的雰囲気を作り、楽しい日常生活ができるよう目指す。
- ③ 心身の機能に目を向け、介護機能を生かし自立を目指す。
- ④ 地域及び保健医との連携を深め、地域福祉の拠点化を目指す。
- ⑤ 愛情、協力、自立を目標に、利用者・職員が一体となるよう目指す。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
男性職員の有無	○	
時間延長の可否	×	
従業員への研修の実施	○	年数回、施設内・外の研修を開催参加
サービスマニュアルの作成	○	
苦情処理体制	○	

(3) サービス利用に当たっての留意事項

- ① 送迎時間の連絡（変更がある場合）
- ② 体調確認
- ③ 体調不良等によるサービスの中止・変更
- ④ 時間変更（体調不良・天候による）
- ⑤ 設備・器具の利用

7. 緊急時の対応方法

※ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡致します。

※緊急連絡先については、契約書別紙の緊急連絡先にご記入下さい。

8. 非常災害対策

(1) 防災時の対応

管理者は常に非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、定期的に必要な訓練を行うものとする。利用者は非常災害対策に可能な限り協力しなければならない。

(2) 防災設備

誘導灯・消火器

(3) 防火訓練を年に2回実施

9. サービス内容に関する苦情等

当事業所のサービスに関する相談・要望・苦情等はサービス提供責任者か、下記窓口までお申し出下さい。

◎当事業所ご利用者相談・苦情担当

☆サービス相談窓口☆

電話番号 0276-51-1161 担当者 管理者 大津 勝司
(受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:30)

◎その他

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

①館林市相談窓口 館林市役所（介護保険課）

電話番号：0276-72-4111（受付時間 月～金曜日 8:30～17:30）

②群馬県国民健康保険団体連合会 苦情処理窓口

電話番号：027-290-1323（受付時間 月～金曜日 8:30～17:30）

10. 衛生管理等について

事業所において感染症等が発生し、又は蔓延しないように、次にあげる措置を講じます。

- (1) 介護員等の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (4) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のために指針を整備しています。
- (5) 従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

11. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待及び身体拘束の発生またはその防止するために、次にあげる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- (3) 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
- (4) 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告します。
- (6) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- (7) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。
- (8) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。
虐待防止担当者・責任者：管理者 大津勝司

13. ハラスメント対策について

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者様及びその家族等が対象になります。

- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的な話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

1 4. 当法人の概要

- | | |
|----------------|---|
| (1) 名称・法人種別 | 社会福祉法人 ポプラ会 |
| (2) 代表者役職・氏名 | 理事長 堀 越 裕 一 |
| (3) 本部所在地・電話番号 | 群馬県館林市田谷町1 1 8 7 - 1
0 2 7 6 - 7 7 - 2 2 3 0 |

(4) 定款の目的に定めた事業

① 第一種社会福祉事業

- ア) 特別養護老人ホーム クローバー荘の設置経営
- イ) 特別養護老人ホーム ミモザ荘の設置経営
- ウ) 特別養護老人ホーム あざみ荘の設置経営
- エ) 軽費老人ホーム ケアハウスマーガレットの設置経営
- オ) 軽費老人ホーム ケアハウスヒマワリの設置経営
- カ) 地域密着型介護老人福祉施設 すずかけ荘の設置経営
- キ) 養護老人ホーム 伸楽園の設置経営

② 第二種社会福祉事業

- ア) 老人通所介護事業（クローバー荘）
- イ) 老人通所介護事業（ミモザ荘）
- ウ) 老人通所介護事業（あざみ荘）
- エ) 老人短期入所生活介護事業（クローバー荘）
- オ) 老人短期入所生活介護事業（ミモザ荘）
- カ) 老人短期入所生活介護事業（あざみ荘）
- キ) 老人訪問介護事業（ミモザ荘）
- ク) 老人訪問介護事業（あざみ荘）
- ケ) 地域密着型共同生活介護（タンポポ）
- コ) 地域密着型共同生活介護（りんどう）
- サ) 地域密着型通所介護事業（りんどう）
- シ) 地域密着型通所介護事業（あざみ荘）
- ス) 地域密着型通所介護事業（メープルトレーニングスタジオ）
- セ) 小規模多機能型居宅介護事業（すずかけ荘）

③ 公益を目的とする事業

- ア) 居宅介護支援 3カ所
- イ) 訪問入浴介護 1カ所
- ウ) 地域包括支援センター 1カ所

.....契約をする場合は以下のことを確認すること.....

令和 年 月 日

地域密着型通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明し同意を得て交付しました。

<事業所>

所在地	群馬県館林市松原 1-1-6-23
名称	メープルトレーニングスタジオ
法人名	社会福祉法人 ポプラ会
代表者名	理事長 堀越 裕一 印

説明者	所属	メープルトレーニングスタジオ
	氏名	大津 勝司 印

- ①私は、契約書および本書面により、事業所から地域密着型通所介護についての重要事項の説明を受けました。
- ②サービス担当者会議にかかる各サービス支援事業所等に情報を提供することに同意します。

上記①、②について説明を受け同意し受領しました。

利用者 住所 館林市

氏名 印

代理人 住所

氏名 印

続柄